

裁 決 書

審査請求人 〇〇 〇〇

処 分 庁 土岐市長 加藤 淳司
(実 施 機 関)

審査請求人が令和7年8月12日付けで提起した、令和7年5月13日付けで行った保有個人情報不訂正決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を却下する。

事案の概要

- 1 審査請求人は、個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定に基づき、令和6年1月29日付けで「令和5年10月31日付け土高第1721号保有個人情報開示決定通知書において開示された保有個人情報」の訂正請求を行った。
- 2 実施機関は、令和6年2月9日付け土高第3128号で、保有個人情報不訂正決定（以下「土高第3128号処分」という。）を行った。
- 3 審査請求人は、令和6年5月1日付けで、土高第3128号処分は不当であるとして審査請求を行った。
- 4 審査庁は、令和7年5月9日付け土総第625号裁決（以下「土総第625号裁決」という。）で、「1 本件処分（土高第3128号処分）を取り消す 2「訂正しない理由」を修正したうえで、新たに保有個人情報不訂正決定する」との裁決を行った。
- 5 実施機関は、土総第625号裁決に従い、令和7年5月13日付け土高第675号で、「訂正しない理由」を修正した保有個人情報不訂正決定（本件処分）を行った。
- 6 審査請求人は、令和7年8月12日付けで、本件処分は不当であるとして審査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

審査請求人の主張

審査請求人の本件審査請求の趣旨は、本件処分を取り消すとの裁決を求めるというものである。

審査請求書において述べている主な理由を要約すると次のとおりである。

○個人情報の保護に関する法律に関すること

公開された公文書において、内容が事実と反する場合は訂正しなければならないにも関わらず訂正をしないことは、個人情報の保護に関する法律第92条に違反する。

○土岐市文書事務取扱規程に関すること

口頭での指導であったことを理由に残していないこと、本件処分では訂正しない理由が十分に具体的に示されていないこと及び公開された公文書において審査請求人と処分庁の間で行われたやりとりについて正確に記録がされていないことは、土岐市文書事務取扱規程第3条に違反する。

○公文書等の管理に関する法律に関すること

文書管理責任者が論旨が不明確で具体的でない公文書を故意に作成したことは、公文書等の管理に関する法律第4条に違反する。

○行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関すること

処分庁が公文書を意図的に作成、取得しないことによって『開示させない』ようにしていることは、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に違反する。

○過去の判例に関すること

本件処分は、不訂正の理由付記に求められる水準を満たしておらず、審査請求人が不訂正決定の起因となった事実関係をその記載自体から知ることができないことは、警視庁情報非開示決定処分取消請求事件（平成4年（行ツ）第48号 平成4年12月10日判決）及び一般旅券発給拒否処分取消等請求事件（昭和57年（行ツ）第70号 昭和60年1月22日判決）の最高裁判例に反して違法であり、取り消されるべきである。

以上により、処分庁は改めて調査のうえ、該当行政文書を特定し、必要書類を開示すべきである。

理 由

本件審査請求は、土総第625号裁決の趣旨に従い行われた、本件処分についてなされたものである。

本件処分は、土高第3128号処分の「訂正しない理由」を修正したうえで、新たに保

有個人情報不訂正決定をする」とした土総第625号裁決の趣旨に従い、「訂正しない理由」のみを修正したものであり、土高第3128号処分の不訂正決定とした判断の部分については、土総第625号裁決は処分庁の主張を認めているため、本件処分でも土高第3128号処分と同様に不訂正としているものである。

審査請求人は、本件処分通知書に、審査請求手続きについての教示の記載があることを、本件処分が審査請求の対象である理由のひとつとして主張している。しかしながら、この教示の記載は、様式上の定型の文言であり、本件処分が土高第3128号処分の「訂正しない理由」のみを修正する文書という性質上、定型の文言を削除しなかったものであり、この教示の記載のみをもって本件について新たに審査請求を行うことができるとはいえない。

審査請求人は、本件処分の不訂正の理由について、理由付記に求められる水準を満たしておらず、審査請求人が不訂正決定の起因となった事実関係をその記載自体から知ることができないと主張している。しかしながら、本件処分の不訂正の理由は、土総第625号裁決の趣旨のとおり記載されている。

また、本件処分は土総第625号裁決に基づくものであり、本件処分に不服がある場合に行う審査請求は、土総第625号裁決に対し行うべきである。しかしながら、土総第625号裁決に対する審査請求は、再審査請求にあたり、再審査請求は、個別法に再審査請求をすることができる旨の定めがある場合のみすることができるとされているが、個別法にあたる個人情報の保護に関する法律にはその旨が規定されていないため、本件審査請求は不適法である。

以上により、本件処分に不服がある場合は、審査請求ではなく、土総第625号裁決の教示のとおり、土総第625号裁決の取消しの訴え又は土高第3128号処分の取消しの訴えを提起することとなり、本件審査請求は不適法であるため、行政不服審査法第24条第2項及び第45条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和7年10月8日

審査庁 土岐市長 加藤 淳 司

教 示

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、土岐市を被告として（訴訟において土岐市を代表する者は土岐市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできません。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。